

【ナイトデマンドタクシー運行ルール】

本書は、信濃町におけるナイトデマンドタクシーの運行ルールを記したものである。

1. 信濃町におけるナイトデマンドタクシーの定義

ナイトデマンドタクシーとは、路線バスとは異なり、電話などで事前に予約のあった利用者状況に応じて、黒姫駅から指定場所まで運行する乗合式のバスのことである。

2. 信濃町におけるナイトデマンドタクシーの運行の目的

信濃町におけるナイトデマンドタクシーは主に、19 時台の電車で帰宅する通勤・通学者の移動を確保する為、黒姫駅から目的地までを結ぶ公共交通として運行する。

3. 運行ルール

効率的で、利便性の高い運行をするため以下の運行ルールを設定する。

(1) 運行エリア

運行エリアは信濃町全域とし、乗降できる地点を限定して運行する。
この運行エリア一帯で運行し、さらに細かいエリア区分を設定しない。

(2) 運行日及び運行時間帯

運行日は平日のみの運行とし、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）は運行しない。
運行時間帯は、19 時台に長野方面から到着する電車と接続を図る。

(3) 運賃

運賃は別紙のとおりとする

(4) 一便あたりの運行時間

1 便あたりの運行時間の上限は 70 分間とする。

(5) 乗車ポイント

乗車できるのは、黒姫駅とする。

(6) 降車ポイント

降車できるポイントは、原則、登録した住所、積雪時の指定ポイントのみとする。

4. 運行車両

予想される移動量から最適と思われる車両、台数にて運行する。

なお、現時点では2台の車両で運行する。

5. 予約

効率的で、利便性の高い運行をするには利用者の協力も必要である為、以下の利用ルールを示す。

(1) 事前登録について

利用者には必ず事前に登録をしてもらう。これは効率的に電話予約を受け付けるためと、利用実態を把握する為である。

運行開始前に登録用紙を用意し、役場やインターネットなどで申し込みを受け付ける。

なお、運行開始後も随時受け付ける

(2) 予約について

利用者には、利用する前日までに電話で予約をしてもらう。予約は2週間前から受け付ける。予約数が上限を超過した場合、もしくは70分以内で回りきれなくなった場合は、予約を断る事とする。

なお、先に予約した者が優先的に利用できるように調整する。

また、利用する前日が土日祝日および年末年始で運休の場合は、運休日前までに予約をしてもらう。

(3) 予約のキャンセルについて

予約のキャンセルは予約日の前日まで受け付ける事とする。もし、キャンセル連絡をしなかった場合でも利用者にはペナルティを課すことはしない。

(4) 予約受付時間

予約の受付時間は午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分までとする。

6. 運行ルールの改正

上記の運行ルールは運行等を通じて適宜改正する。